

諮問番号：令和4年度諮問第47号
答申番号：令和5年度答申第9号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年10月22日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、車椅子を使用していることから、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4（1）オによる特別基準（以下「特別基準」という。）に該当することは明らかである。

生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）において、居室面積以外の考慮要素は規定されていないにもかかわらず、居室面積以外の考慮すべきでないことを考慮し、車椅子の生活に配慮された仕様とは言い難いと認定したことは、合理的な根拠を欠く判断であって、著しく不当である。

また、処分庁の所管区域内では、単身世帯の住宅扶助費の範囲内で転居可能な物件は見つからず、問答集における「限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」に該当する。

さらに、本件処分の判断は、インターネット上の不十分な情報を閲覧しただけで、その他の設備の有無を審査請求人や家主らに確認することも、現地を直接訪れることもなく、漫然と行われている。

なお、処分庁の担当ケースワーカー（以下「前担当者」という。）から転居先を探すように指示を受けたが、特別基準の存在を教えてもらえず、執拗に施設入所を勧められた。猫を飼育しているため施設入所は難しい旨を伝えると、「猫を殺処分しろ」と言われた。

初めから特別基準の存在を教えてくれたのであればともかく、そのような制度すら知らない中で必死になって物件を探し出し、今更「もっと設備が整った

物件でないと特別基準には該当しない」などと言われても納得できない。

よって、本件処分は、局長通知の適用に関し、著しく不合理な判断に基づくものであるから、取り消されるべきである。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、審査請求人が申請した住居（以下「本件物件」という。）への転居に伴う敷金等の扶助を求める保護申請（以下「本件申請」という。）について、①家賃額が単身世帯の基準額を超過していたため、特別基準の認定が可能か検討を行ったところ、審査請求人は「車椅子使用の障害者等」に該当すると認められる一方で、本件物件のエントランスやエレベーター、居室玄関及び風呂・トイレの状況が、車椅子を用いた生活に配慮された仕様とは言い難い物件であったこと、また、②処分庁の所管区域内には有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など車椅子を用いた生活に配慮がなされ、家賃額も単身世帯の基準額内となっている住居も多数あり、局長通知第7の4（1）オにある「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当するとは認めがたい状態であったことから、特別基準が認定できないため、局長通知第7の4（1）カによる敷金等の扶助の上限額及び生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第3の2による住宅扶助の基準額を超過するとして、本件処分を行ったことが認められる。

(2) 局長通知第7の4（1）カ及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の問30のとおり、実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃よりも低額な住居に転居する場合には、敷金等について必要な額を認定して差し支えないこととされている。

本件についてみると、処分庁が、審査請求人が居住していた住居が高額家賃に該当するとして、審査請求人に対し転居指導を行っていた経過が認められるところ、処分庁は、審査請求人の最低生活費を保障する観点から基準額内の住居への転居を指導していたと推察される。

しかし、保護の基準別表第3の2のとおり、処分庁の所管区域内の本件処分の時点における1人世帯の住宅扶助の限度額は40,000円であるところ、本件物件の家賃は51,000円であり、住宅扶助の限度額を大幅に超過していることから、法の趣旨目的に照らし、特別基準の設定の可否について検討を行った処分庁の判断に不合理な点はない。

局長通知第7の4(1)オ及び課長通知第7の間56のとおり、特別基準の適用については、「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とされ、具体的には、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」、「地域において(中略)、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」をいうものとされている。

(3) 本件についてみると、審査請求人が車椅子使用の障害者等に該当することに争いはないところ、処分庁は、本件物件が車椅子を用いた生活に配慮された仕様とは言い難い物件であること及び処分庁の所管区域内の住居の状況から「世帯の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当するとは認めがたいとして本件処分を行っている。

不動産情報サイトに掲載された本件物件の物件情報(以下「インターネット本件物件情報」という。)からは、本件物件が、①20.8㎡の1DKであること、②ユニットバスであること、③一般的な備え付けキッチンであること、④玄関ドアは外開きであることが認められる。また、エレベーターは設置されているものの、本件物件の情報として、バリアフリー住宅である旨の記載はない。

さらに、処分庁が示す物件情報(令和4年8月5日に出力の不動産情報サイトに掲載された本件物件以外の物件情報。以下「インターネット他物件情報」という。)では、本件処分の時点の情報ではないものの、処分庁の所管区域内には、同程度の間取り及び広さであり、かつ、家賃が限度額内である物件が複数確認できる。

一方、審査請求人からは、本件物件が車椅子を使用する審査請求人の生活に特に必要な仕様であるがために、限度額を超える高額な家賃となっていることを具体的に示す主張はない。

これらのことからすると、本件物件は、特に車椅子使用に対応したバリアフリー物件であると認めることは困難なところ、処分庁の所管区域内には、同程度の物件が限度額内で存在していると言わざるを得ず、本件物件の仕様及び処分庁の所管区域内の物件状況から特別基準の設定を認めないとした処分庁の判断に本件処分を取り消すべき不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、本件物件が車椅子生活に配慮された仕様とは言い難いという処分庁の判断は、インターネット上の不十分な情報を閲覧しただ

けで、その他の設備の有無を審査請求人や家主らに確認することも、現地を直接訪れることもなく、漫然と本件処分を行っている旨を主張する。

確かに、処分庁は、本件処分を行うにあたり、本件物件の現地での確認等は行っていないものの、インターネット本件物件情報には、前記のとおり、本件物件が車椅子使用に対応したバリアフリー物件であると認めることは困難な程度の情報は掲載されていることから、本件物件の現地での確認等が、処分庁が本件処分に至る判断を行うにあたり、必須であったとは認め難い。

(4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年3月30日	諮問書の受領
令和5年4月10日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：4月24日 口頭意見陳述申立期限：4月24日
令和5年4月24日	第1回審議
令和5年4月24日	審査請求人の主張書面（令和5年4月24日付け）及び資料の受領
令和5年5月29日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

(4) 保護の基準別表第3の2の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める処分庁の所管区域内の本件処分の時点における1人世帯の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額は40,000円である。

(5) 局長通知第7の4(1)オは、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額(オにおいて「世帯人員別の限度額」という。)によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額(中略)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」と記しており、「次に掲げる率」として、世帯人員が1人の場合は「1.3」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(6) 局長通知第7の4(1)カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。(後略)」と記している。

(7) 課長通知第7問30は、局長通知第7の4(1)カにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、18の項目を列挙しており、その2は、「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

(8) 課長通知第7問56は、「局長通知第7の4(1)オにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、どのような場合をいうのか。」の答として、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、(中略)地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出のあった諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事

実が認められる。

(1) 平成11年8月1日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。当時、審査請求人の世帯は夫婦2人であった。

(2) 令和2年1月27日、処分庁は、審査請求人の夫が同月24日に死亡したとの報告を受けた。

前担当者は、審査請求人に対し、単身世帯となり、受給している住宅扶助の53,000円が高額となるため、転居先を探すよう指示したが、特別基準の制度については説明しなかった。

(3) 令和2年3月13日、審査請求人の関係者から処分庁に対し、審査請求人への特別基準の適用について問合せがあった。

同日、前担当者は、審査請求人に対し、特別基準の制度について説明し、特別基準の制度が適用されない場合は、転居先として高齢者向け住宅等も視野に入れるよう伝え、審査請求人は、猫を飼育しているため難しい旨を返答した。

(4) 令和2年4月2日、審査請求人は、処分庁に対し、本件申請を行った。本件申請に添付された重要事項説明書には、本件物件の概要として、契約面積20.8㎡、間取り1DK、家賃51,000円と記載されている。

なお、本件申請時、前担当者は退職したとのことで、処分庁において対応した職員から「引っ越しの話は聞いていない。特別基準のことは知らない。」との発言があった。

(5) 令和2年4月2日、処分庁は、ケース診断会議を行い、①審査請求人の身体状況は要介護3、4の状態が5年以上続いているため、課長通知第7問56に記される「車椅子使用の障害者等」に該当するとは認められる、②本件物件についてインターネット検索にて確認を行ったが、居室面積としては車椅子使用での生活に求められる水準を満たすと認められるが、マンションのエントランスやエレベーター、居室玄関、風呂・トイレの状況などは車椅子を用いた生活に配慮された仕様とは言い難い、③処分庁の所管区域内には有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など車椅子を用いた生活に配慮がなされた仕様となっており、単身世帯の基準額で入居できる住居も数多く存在するため、局長通知第7の4(1)オにある「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当するとは認めがたい、と判断した。

なお、処分庁は、本件物件について、インターネット検索のみで確認を行い、現地調査は行わなかった。

(6) 令和2年4月3日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、保護申請却下決定処分(以下「本件前処分」という。)を行った。本件前処分の通知書には、却下の理由として、「申請〔本件申請〕のあった住居〔本件物件〕の家賃額

が単身世帯の保護基準（一般基準）を超過していたため、住宅扶助に関する特別基準の認定が可能か、局〔局長通知〕第7の4（1）オ、〔課長通知〕第7問56により検討を行いました。（中略）〔審査請求人〕の身体状況は障害認定を受けていないものの要介護3以上の状態が5年以上継続しているため〔課長通知〕第7問56に記される「車イス使用の障害者等」に該当するとは認められる。一方で、今回申請があった住居は居室面積こそ車イス使用での生活に求められる水準を満たすと認められますが、当所にて確認したマンションエントランスやエレベーター、居室玄関および風呂・トイレの状況は車イスを用いた生活に配慮された仕様とは言い難い物件でした。また、（中略）〔処分庁の所管区域内〕には有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など車イスを用いた生活に配慮がなされ、家賃額も単身世帯の基準額内となっている住居も多数あり、局〔局長通知〕第7の4（1）オにある「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当するとは認めがたい状態です。以上の検討内容をふまえて、住宅扶助の特別基準が認定できないため、今回の敷金等の申請は局〔局長通知〕第7の4（1）カによる敷金扶助の上限額および告〔保護の基準〕別表第3の2による住宅扶助の基準額を超過します。よって、令和2年4月2日付けで申請された生活保護法による保護（敷金等の扶助）については、却下の決定を行います。」と記載されている。

- (7) 令和2年10月20日、処分庁は、ケース診断会議を行い、本件前処分の取消しを求める審査請求を受けて本件前処分の内容点検を行ったところ、下肢の障がいにより身体障がい4級の認定があるにもかかわらず、却下理由として「障害認定を受けていない」と記載したため、本件前処分を取り消し、改めて処分を行うこととした。
- (8) 令和2年10月20日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、本件前処分を取り消した。
- (9) 令和2年10月22日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。本件処分の通知書の却下の理由として、本件前処分の「障害認定を受けていない」を「下肢の障がいにより身体障がい4級の認定を受けている」へと変更したものが記載されている。
- (10) 令和2年12月24日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。
- (11) インターネット他物件情報には、処分庁の所管区域内に所在する物件として次のように記載されている。
- ・ワンルーム（洋室7帖、19.93㎡）、家賃 39,000円
 - ・1K（洋室7.5帖 キッチン2帖18.22㎡）、家賃40,000円
 - ・1DK（26.46㎡）、家賃 40,000円
 - ・1K（洋室6帖、19.38㎡）、家賃 39,000円

- ・ 1 K (洋室7帖 キッチン2帖、19.71㎡)、家賃 40,000円
- ・ 1 DK (ダイニングキッチン4.5帖 洋室6帖、22.55㎡)、家賃 34,000円

3 判断

(1) 保護の変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(処理基準)を定めている。

前記1(5)から(8)までのとおり、これらの処理基準の内容は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するため、困窮の程度に応じて必要な保護を行うという法の目的(第1条)に照らして合理的なものといえる。

(2) 本件についてみると、前記2のとおり、処分庁は、①審査請求人の住居の家賃額が単身世帯の基準額を超過していたため、転居指導を行っていたこと、②審査請求人は「車椅子使用の障害者等」に該当すると認められる一方で、本件物件のエントランスやエレベーター、居室玄関、風呂・トイレの状況等において、車椅子を用いた生活に配慮された仕様とは言い難いと判断したこと、③処分庁の所管区域内には有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の車椅子を用いた生活に配慮がなされ、家賃額も単身世帯の基準額内となっている住居が多数あると判断したこと、④局長通知第7の4(1)オにある「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当しないとして、特別基準を認定しなかったこと、⑤本件申請は局長通知第7の4(1)カによる敷金等の扶助の上限額及び保護の基準別表第3の2による住宅扶助の基準額を超過するとして、本件処分を行ったことが認められる。

(3) 局長通知第7の4(1)カ及び課長通知第7問30のとおり、実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃よりも低額な住居に転居する場合については、敷金等について必要な額を認定して差し支えないこととされている。

しかし、保護の基準別表第3の2のとおり、処分庁の所管区域内の本件処分の時点における1人世帯の住宅扶助の限度額は40,000円であるところ、本件物件の家賃は51,000円であり、住宅扶助の限度額を大幅に超過していることから、法の趣旨目的に照らし、特別基準の設定の可否について検討を行った処分庁の判断に不合理な点はない。

局長通知第7の4(1)オ及び課長通知第7問56のとおり、特別基準の適用については、「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とされ、具体的には、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」、「地域において(中略)

世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」をいうものとされている。

本件についてみると、審査請求人が車椅子使用の障害者等に該当することに争いはないところ、処分庁は、本件物件が車椅子を用いた生活に配慮された仕様とは言い難い物件であること及び処分庁の所管区域内の住居の状況から「世帯の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当するとは認めがたいとして本件処分を行っている。

また、インターネット本件物件情報からは、本件物件が、①20.8㎡の1DKであること、②ユニットバスであること、③一般的な備え付けキッチンであること、④玄関ドアは外開きであることが認められる。また、エレベーターは設置されているものの、バリアフリー住宅である旨の記載はない。

さらに、インターネット他物件情報では、本件処分の時点の情報ではないものの、処分庁の所管区域内には、同程度の間取り及び広さであり、かつ、家賃が限度額内である物件が複数確認できる。

一方、審査請求人からは、本件物件が車椅子を使用する審査請求人の生活に特に必要な仕様であるがために限度額を超える高額な家賃となっていることを具体的に示す主張はない。

これらのことからすると、本件物件は、特に車椅子使用に対応したバリアフリー物件であると認めることは困難なところ、処分庁の所管区域内には、同程度の物件が限度額内で存在していると言わざるを得ず、本件物件の仕様及び処分庁の所管区域内の物件状況から特別基準の設定を認めないとした処分庁の判断に、本件処分を取り消すべき不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、本件物件が車椅子生活に配慮された仕様とは言い難いという処分庁の判断は、インターネット上の不十分な情報を閲覧しただけで、その他の設備の有無を審査請求人や家主らに確認することも、現地を直接訪れることもなく、漫然と本件処分を行っている旨を主張する。

確かに、処分庁は、本件処分を行うにあたり、本件物件の現地での確認等は行っていないものの、インターネット本件物件情報には、本件物件が車椅子使用に対応したバリアフリー物件であると認めることは困難な程度の情報は掲載されていることから、本件物件の現地での確認等が、処分庁が本件処分に至る判断を行うに当たり、必須であったとは認め難い。

(4) 以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第6 付言

本件処分について当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下の点

について付言する。

- 1 認定事実によれば、令和2年1月27日、前担当者は、審査請求人に対し、審査請求人が単身世帯となったことから、当時居住していた住居に係る住宅扶助額53,000円が高額となるため、転居先を探すように指示したが、その際に特別基準についての説明は行わなかったこと、むしろ同年3月13日に審査請求人から特別基準についての問合せがあつてはじめて、前担当者が審査請求人に対し特別基準について説明を行ったことが認められる。

また、事件記録によれば、前担当者は、審査請求人に対し、令和2年7月まで53,000円の住宅扶助の支給が可能であること、同年5月頃までには転居のめどをつけるよう指示したことがうかがえるが、審査請求人は3月の時点において、転居先を「早く見つけないと」と焦っていたとのことであり、現に、7月を大幅に前倒しして、同年4月2日に、特別基準の限度額内ではあるものの、住宅扶助の限度額を超える賃料であり、かつバリアフリー物件でもない本件物件の賃貸借契約を締結している。

以上に照らすと、審査請求人は、具体的にいつまでに転居しなければならないか正確に把握できていない中で、特別基準の適用される要件や内容についても十分に理解をすることなく、本件物件への転居を決断していることが強く推測される。前担当者が、審査請求人に対し、より丁寧に転居期限や特別基準の要件及び内容について説明をしていれば、当該転居に至らなかつた可能性も否定できない。今後、同様の事案が生じた場合には、当初より、転居期限や特別基準の要件及び内容について詳細かつ丁寧に説明を行うことが望まれる。

- 2 審査請求人は、前担当者が有料老人ホーム等への入所について言及した際に、同人から、飼い猫について「殺処分したらいい」といった旨の発言をされたと主張しており、処分庁もこのことを特段争っていない。どのような場所でどのように生活をするかは、本来、個人が自由かつ自律的に決定すべきことであり、前担当者の上記発言は、審査請求人に対する助言ないし指導の文脈においてなされたものであつたとしても、著しく配慮を欠くものと考えられる。当審査会としては、今後、同様の事態が生じないことを強く望むものである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 針原 祥次

委員 海道 俊明

委員 福島 豪